

## 議案第28号

### 幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

幕別町子ども医療費助成条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第30号）による医療費の助成を受けている子どもでないこと。

第4条第2項を削る。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 町長は、前項に規定する支払についての事務を北海道国民健康保険団体連合会その他これらに類する者に委託することができる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幕別町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。